

お客様各位

当社は、吸収分割により、eワラント取引の顧客を対象とした事業に関する権利義務をeワラント証券株式会社(住所:東京都目黒区大橋一丁目5番1号クロスエアタワー8階)に対して、令和1年12月2日を効力発生日として承継させることといたしました。

なお、金融商品取引法第50条の2第8項に規定する顧客取引の終了の方法並びに金融商品取引業等に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当該証券会社が占有する財産の返還の方法につきましては以下の通りとなります。

【終了する取引及び終了の方法】

- ・ 終了する取引はございません。

eワラント取引につきましては、eワラント証券株式会社に承継されるため、終了は必要ありません。

【財産の返還の方法】

終了が不要のため、お客様からのお預かりしている有価証券並びに預り金につきましては、eワラント証券株式会社に承継されます。なお、預り金の返還を希望する場合は、令和1年11月28日15時までに申し出を頂き、ご登録いただいております金融機関口座への振込みにより返還致します。

以上、金融商品取引法第50条の2第6項の規定により公告します。

公告期間は、令和1年10月31日より令和1年12月1日までとなります。

令和1年10月31日

東京都千代田区紀尾井町4番1号
EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
代表取締役 ショーン・ローソン